

被扶養者認定に必要な添付書類について

扶養対象者は下記①～③の項目について、該当する項目の全ての書類を「被扶養者（異動）届」に添付して、事業所担当者を通じて提出してください。

添付書類はすべて写し可です。公的証明書は6ヶ月以内に発行されたものを提出してください。（マイナンバー記載のない書類を提出してください）

添 付 書 類	
①	<p>【必須書類】必ず全員提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員分の住民票（続柄記載されたもの）・・・出生は不要 ・被扶養者認定申立書兼雇用保険失業給付に関する誓約書・・・18歳未満の方および学生は不要 ・現在加入中の保険証の写し・・・既に返納している場合は不要
②	<p>【パート・アルバイト収入がある（継続中）場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与支払等証明書（申請月以前12ヶ月分）またはそれに代わる証明書 例）R4.10月申請の場合：R3.10月支給～R4.9月支給分の給与明細書など
③	<p>【直近過去1年以内に退職している場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与明細書（申請月以前3ヶ月分）または源泉徴収票 例）R4.10月申請の場合：R4.7月支給～9月支給分の給与明細書 ・退職日がわかる書類（退職証明書など） ・下記（1）～（7）のいずれかに該当する書類を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 雇用保険失業給付を受給しない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・離職票1と離職票2または雇用保険被保険者喪失確認通知書 (2) 雇用保険失業給付を受給する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・離職票1と離職票2 ※雇用保険失業給付の申請をされた場合は、速やかに「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」をご提出してください。 (3) 受給期間を延長する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・離職票1と離職票2または受給期間延長通知書 (4) 受給待期または給付制限期間中である場合 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知（両面） (5) 受給中または受給終了の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知（両面） ※原則、受給中は認定できませんが、基本手当日額が3,612円（60歳以上または障害をお持ちの方は5,000円）未満の場合は申請可能です。 (6) 受給条件に満たない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・離職票1と離職票2または雇用保険被保険者喪失確認通知書 (7) 雇用保険に加入していない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・添付書類なし

添 付 書 類

④	<p>【年金収入がある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新の年金額改定通知書または年金振込通知書
⑤	<p>【給与・年金以外の収入がある（自営業等）場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近過去3年の確定申告書と決算書または収支内訳書
⑥	<p>【無職の場合】 申請月の直近過去1年以上収入がない方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得証明書または非課税証明書・・・前年の収入の有無などを確認します。
⑦	<p>【学生（大学生、専門学生、予備校生など。高校生以下は除く）の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書（学生証は不可）
⑧	<p>【母子家庭の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本（被保険者が配偶者と死別または離婚している場合/扶養対象者が配偶者と死別または離婚している場合は必要） ・市町村、国等からの補助・手当等及び養育費等受給申告書 ※様式はAW健保HPの申請書一覧に掲載されています。
⑨	<p>【被保険者が女性で母子家庭以外の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同居家族の年収が確認できる書類（源泉徴収票や直近3ヶ月分の給与明細書など） 例）扶養対象者が子の場合、被保険者の配偶者の収入が確認できる書類が必要。
⑩	<p>【傷病手当金や出産手当金の受給が申請月の直近過去1年以内にあった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給決定通知書または支給終了通知書 ※傷病手当金および出産手当金を受給中の方は、扶養者認定出来ませんので、受給終了後に申請してください。
⑪	<p>【障害をお持ちの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳
⑫	<p>【別居の場合】 ※単身赴任は同居扱いとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送金証明書（振込控・現金書留控えなど）・・・学生は不要。 ※扶養対象者への手渡しは、客観的な証拠が残りませんので認めておりません。 いつどなたからどなたへいくら仕送りがされているかがわかる書類が必要。 ・別居の生計維持関係申告書
⑬	<p>【扶養対象者が配偶者および子以外の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持関係申告書（同居の場合） ※別居の場合は上記⑫を参照ください。 ・同居家族の年収が確認できる書類（源泉徴収票や直近3ヶ月分の給与明細書など） 例）扶養対象者が母の場合、父と同居されているならば父の収入（給与や年金など）が確認できる書類が必要。

※上記の他にも確認が必要と判断した場合、別途書類を提出していただく場合があります。